

せとうち広島デスティネーションキャンペーンロゴマーク使用要領

(目的)

第1条 せとうち広島デスティネーションキャンペーン（以下「せとうち広島DC」という。）の周知を目的に作成したロゴマークの適正な使用のため、この要領を定める。

(権限)

第2条 ロゴマークに関する一切の権限は、せとうち広島デスティネーションキャンペーン推進協議会（以下「推進協議会」という。）が所有する。ただし、推進協議会解散後は、（一社）広島県観光連盟が所有するものとし、以下の条項中「推進協議会」とあるのは、解散後において「（一社）広島県観光連盟」と読み替える。

(デザイン)

第3条 ロゴマークのデザインは、「せとうち広島デスティネーションキャンペーンロゴタイプマニュアル」による。

(使用の届出)

第4条 ロゴマークの使用を希望する者は、せとうち広島デスティネーションキャンペーンロゴマーク使用届出書（別紙様式）を事前に推進協議会に提出するものとする。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体（公社等を含む。）が使用する場合
- (2) 推進協議会会員が使用する場合
- (3) 旅行会社等が制作するパンフレット等に使用する場合
- (4) 報道機関等が報道の目的で使用する場合
- (5) その他推進協議会が認めた場合

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマークを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) せとうち広島デスティネーションキャンペーンロゴマーク使用届出書に記載した使用目的及び使用内容に限って使用すること。
- (2) 「せとうち広島デスティネーションキャンペーンロゴタイプマニュアル」に従って使用すること。
- (3) 使用者は、推進協議会から要請があった場合は、ロゴマークの使用実態の報告等（完成品の見本や写真等の提出）を行うこと。
- (4) ロゴマークを使用した物件の使用にあたり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。

(使用の差止め)

第7条 ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、推進協議会はロゴマークの使用を差し止めることができる。

- (1) 前条各号に定める事項が遵守されない場合
- (2) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (4) その他推進協議会が不相当と認めた場合

(損失補償等の責任)

第8条 推進協議会は、ロゴマークの使用に係る損失の補償等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成31年2月25日から施行する。

別紙様式

せとうち広島デスティネーションキャンペーンロゴマーク使用届出書

年 月 日

せとうち広島デスティネーションキャンペーン
推進協議会会長様

所在地（住所）

会社名

代表者氏名

印

せとうち広島デスティネーションキャンペーンロゴマークの使用について、次のとおり届け出ます。

使用目的			
使用内容 (使用する広告・ 商品等の概要)			
制作数			
使用期間	年 月 日～ 年 月 日		
その他特記事項			
担当者連絡先	所属		
	役職・氏名		
	連絡先	TEL :	
		FAX :	
E-Mail :			